

YRI 商品の販売に関する特約

2024 年 10 月 1 日改定

第 1 条（用語の定義）

- 1 本特約で使用する用語の定義は、本特約の各条項で定めるほか、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 本特約
この「YRI 商品の販売に関する特約」をいいます。
 - (2) 利用約款
「tsr-van2 利用約款」をいいます。
 - (3) YRI
株式会社矢野経済研究所をいいます。
 - (4) YRI 商品
当社が YRI から許諾を受けて本サービスを通じて販売する商品をいいます。
- 2 本特約で使用する用語のうち本特約に定義がないものについては、利用約款での定義と同一の意味を有するものとします。また、本特約に記載する利用約款の条番号は、本則の条番号を示すものとします。

第 2 条（適用範囲）

- 1 本特約は、YRI 商品の販売に関して、必要な事項を定めるものです。
- 2 本特約は、利用約款に対する特約です。YRI 商品の販売に関して本特約に規定がない事項は、利用約款の規定が適用されます。
- 3 本特約と利用約款の規定が矛盾抵触する場合は、本特約の規定を優先して適用するものとします。

第 3 条（特約の変更）

- 1 当社は、本特約を変更することができるものとします。本特約を変更する場合は、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容及び変更後の特約の効力発生時期を当社のウェブサイト利用者が知り得る状態に置くか又は利用者に通知します。
- 2 前項の規定により本特約を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず、変更後に提供する YRI 商品には変更後の特約を適用するものとします。
- 3 利用者が変更後の特約の効力発生時期以降に YRI 商品を利用した場合、当社は、利用者が変更後の特約に同意したものとみなすことができるものとします。

第 4 条（特約の付加）

本特約の付加は、次に掲げる場合にすることができるものとします。

- (1) 本特約を利用約款の内容に付加する利用契約の申込みをする場合
- (2) 当社と利用者との間で、途中から本特約を利用約款の内容に付加する利用契約の変更合意した場合。なお、本特約が付加されない利用契約が成立している利用者が本サービスにおいて YRI 商品の提供を受けたときは、利用契約の変更

が合意されたものとします。

第 5 条（利用約款の本データに関する規定の適用除外）

YRI 商品の販売には利用約款の本データに関する規定は適用せず、本特約によりその販売条件が規律されるものとします。

第 6 条（YRI 商品の知的財産権）

YRI 商品の知的財産権は、YRI に帰属します。

第 7 条（YRI 商品の提供）

YRI 商品は、利用者が本サービスにおいて所定の操作をすることにより、当社又は YRI が送信可能化した YRI 商品が自動的に送信される方法により提供します。

第 8 条（YRI 商品を利用することができる者の範囲）

YRI 商品は、利用者自身に限り利用（社内利用）することができます。

第 9 条（禁止事項）

利用者は、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 第三者に YRI 商品を転売（オンラインでの提供を含みます）すること。
- (2) YRI 商品の内容の改変、転用及びファイルに施されたプロテクトを解除すること。

第 10 条（複製）

利用者は、本商品を、社内利用における最小限の範囲内で複製することができます。

第 11 条（販売代金）

- 1 利用者は、当社に対し、YRI 商品の対価（以下「販売代金」といいます）として、料金表に記載又は記録された金額を支払うものとします。
- 2 販売代金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含みません。消費税等相当額は契約者の負担とし、販売代金とともに当社に支払うものとします。
- 3 本特約第 5 条の規定にかかわらず、利用約款第 17 条及び第 18 条の規定は、YRI 商品の販売代金の請求、支払方法及び支払期限等に準用します。

第 12 条（免責）

- 1 当社及び YRI は、YRI 商品の内容の正確性及び安全性を保証しません。
- 2 当社及び YRI は、次に掲げる事項について、利用者に対し、一切の責任を負いません。
 - (1) YRI 商品の内容の誤り
 - (2) 利用者が YRI 商品を用いて行う判断
 - (3) YRI 商品として提供された PDF ファイルを利用する行為から発生した損害
- 3 YRI 商品と関連して当社及び YRI が利用者に対して損害賠償責任を負う場合には、当該損害の発生につき当該損害の原因となった YRI 商品の提供日から 1 年以内に利用者が当社に対して損害の発生について通知した場合に限り、当該損害の原因となった YRI 商品の販売代金のうち当社が利用者から受領した金額を上限として責任を負います。

第 13 条（合意管轄）

利用約款第 39 条の規定にかかわらず、YRI 商品と関連して当社又は YRI と利用者の間で本サービス等に関する紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上